

所得税確定申告の相談会場を利用するにあたってのお願い

市役所における確定申告会場(五條・西吉野・大塔会場)の混雑緩和のため、平成19年分所得税の確定申告を市役所の各会場で申告する場合は、次の点に注意・協力をお願いします。

- 税務署が推進する「自書申告」の方針に基づき、申告書(および収支内訳書)には、事前に記入できるところは記入しておいてください。

「自書申告」とは、納税者が自ら申告書を記入し、作成して税務署に提出することです。よって、申告書には事前に氏名、住所、扶養親族など記入できるところは記入しておいてください。特に、事業(営業・農業などの)所得がある人は、年間の収入や必要経費などを自分で整理し、収支内訳書に記入しておいてください。整理されていない場合は、申告の受付ができないことがあります。

- 不動産(土地・建物)、株式などを売却した時の譲渡所得(分離課税)を伴う申告および消費税の申告は、直接税務署で行ってください。

分離課税を伴う申告および消費税の申告は、申告書作成に相当の時間がかかる場合が多く、混雑の要因となっています。あくまでも、確定申告の最終審査を行うのは、所得税を管轄する税務署になりますので、これらの確定申告については、直接税務署で行ってください。

- 医療費控除を伴う確定申告は、まず自分で整理、計算をお願いします。

医療費控除に関する領収書の整理、計算などは事前に済ませてから来場してください。整理、計算する時は、①医療を受けた人別に、②病院・薬局別に分類してください。整理されていない場合は、受付ができないことがあります。

- 農業所得における水稻の所得標準が平成18年分から廃止されました。

平成17年分までの農業所得における水稻の所得は、所得標準に基づいた所得の計算が可能でしたが、平成18年分から、すべて収支計算に変わっています。自分で収入・支出(経費)を整理したうえで申告することになります。

収支計算とは、
収入金額－必要経費＝所得金額

出荷伝票や仕切書などの収入金額の分かる書類
請求書や領収書などの支払金額の分かる書類
の**保存**や**記帳**が必要です。

●所得税の確定申告および市県民税の申告に必要なもの

- 申告書(所得税および市県民税)、収支内訳書(営業・農業・不動産等の所得がある人)、印鑑、申告者本人の金融機関の口座番号がわかるもの(所得税の納付および還付を口座振替等で行う場合)
- 昨年(平成18年中所得)の申告書の控え
- 収入および必要経費のわかる書類
 - <給与所得者> 勤め先からの源泉徴収票
 - <年金受給者> 社会保険庁などからの源泉徴収票
 - <営業・農業・不動産等所得者> 収入や必要経費がわかる帳簿(収支内訳書に転記しておいてください。)
- 社会保険料の支払額を確認できる書類
 - ・国民健康保険税
 - ・介護保険料
 - ・国民年金保険料控除証明書
- 生命保険料控除証明書(・一般の生命保険料
- 地震保険料控除証明書
(平成18年12月31日までに締結した長期損害保険は従前の損害保険料控除を適用)
- 扶養する親族に収入がある場合、その収入のわかる資料(源泉徴収票等)
- 医療費控除を申告する人
 - ・医療機関等の領収書(平成19年中の領収印があるもので、整理して合計しておいてください。)
 - ・保険組合や保険会社から補てん金がある場合その金額がわかるもの

所得税から引ききれなかった住宅ローン控除がある人は、住民税の住宅ローン控除の申告をお忘れなく
→ 詳しくは、「広報五條」19年12月号・20年1月号および市ホームページをご覧ください。

■問合先 税務課 市民税係 ㊦(内線256、298)